

税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500 FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6669 FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-3-3
TEL:047-424-5566 FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikai.com
URL http://www.harakaikai.com/

◆ 今号のトピックス ◆

令和7年分年末調整 昨年からの主な変更点

令和7年分の年末調整では、主に基礎控除と給与所得控除の引き上げ、そして特定親族特別控除の新設といった大きな変更点があります。

昨年からの主な変更点としては、「103万円の壁」が「123万円の壁」へ実質的に変更されたほか、特定の大学生年代の子を持つ親に対する税負担の軽減などがあります。

①基礎控除の見直し

改正内容…合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。

②給与所得控除の見直し

改正内容…給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

③特定親族特別控除の新設

改正内容…居住者が特定の親族（「特定親族」とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（大学生年代の子等）で合計所得金額が58万円超123万円以下

の人）を有する場合には、その居住者の総所得金額等から特定親族1人につき、その合計所得金額に応じて一定の金額を控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

④扶養親族等の所得要件の改正

改正内容…基礎控除の見直しに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が引き上げられるなどの改正がされました。

ガソリン暫定税率 12月31日に廃止へ

ガソリン税に上乘せされている暫定税率（1リットルあたり25・1円）が12月31日に

廃止されることが決定しました。与野党が暫定税率の廃止で正式合意しました。また、軽油引取税の暫定税率（1リットルあたり17・1円）も2026年4月1日に廃止されます。

廃止のタイミングで小売価格が急激に下がらないよう、緩和措置を実施。暫定税率の廃止までの間は段階的に補助金の額を増やし、廃止するのと同じ水準まで徐々にガソリン価格を引き下げます。

資源エネルギー庁によると、10月末時点の全国のレギュラーガソリン平均価格（1リットルあたり）は173・5円。暫定税率の廃止で価格は現在より15・1円ほど安くなる見通しです。

税務行政におけるDX推進 税務調査もオンライン化へ

国税庁では、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を

図るため、税務行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めています。

コロナ禍を契機に、これまで大企業や特定法人などの一部法人に対してオンライン税務調査が行われてきましたが、この非対面対応の流れが制度として本格的に動き出します。オンラインによるやり取りで中心的な役割をするのが「GSS（ガバメントソリューションサービス）」。

GSSは、政府共通の業務実施環境のことで、国税庁によると、GSSで提供されるオンラインツールであるインターネットメール、ウェブ会議システム、オンラインストレージサービスなどを必要に応じて利用するとしています。ただし、これらオンラインツールの利用は税務署等の担当者と利用者双方の合意の下で利用することとしています。

令和7年分年末調整

―用意はお早目に

12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させて良い新年を迎えましょう。

■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作ら

れています。実際には年の途中で給与の額に変動があること、②年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があつても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を

徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があつてもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先での年末調整

によって税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

■昨年から主な変更点

①基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

◆合計所得金額132万円以下

：95万円（改正前48万円）

◆合計所得金額132万円超

336万円以下

：88万円（改正前48万円）

◆合計所得金額336万円超

489万円以下

：68万円（改正前48万円）

◆合計所得金額489万円超

655万円以下

：63万円（改正前48万円）

◆合計所得金額655万円超

2350万円以下

：58万円（改正前48万円）

※合計所得金額655万円以下の控除額は、改正後の基礎控除額58万円に、それぞれ5万円、10万円、30万円、37万円を加算した金額。令和7・8年の暫定的措置で、令和9年分以後は一律58万円の控除額に戻る予定（ただし、132万円以下の95万円控除は据え置き）。

②給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

③特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合に受けられる控除として、特定親族特別控除が創設されました。特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（大学生年代の子等）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人

をいい、その親族の合計所得金額に応じて段階的な控除が受けられることになりました。

④扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

■留意点

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。したがって、令和7年11月までは従来通りの源泉徴収を行うこととなります。



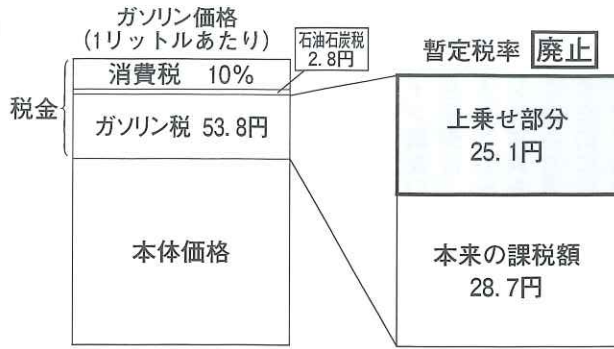
ガソリン暫定税率

12月31日に廃止へ

■1リットル当たり25・1円■

ガソリン税に上乗せされている暫定税率が12月31日に廃止されること
が決定しました。与野党が暫定税率の廃止で正式合意しました。廃止ま
では補助金を段階的に増額して価格を徐々に引き下げます。また、軽油
引取税の暫定税率も2026年4月1日に廃止されます。今号では、ガ
ソリン税の暫定税率の廃止について取り上げます。

●ガソリン価格の仕組みと暫定税率●



合意文書によると、ガソリン税の
暫定税率（1リットルあたり25・1
円）を12月31日に廃止するとしてい
ます。暫定税率の廃止までの間は段
階的に補助金の額を増やし、廃止す
るのと同じ水準までガソリン価格を
引き下げます。軽油引取税の暫定税
率（同17・1円）も2026年4月
1日に廃止します。

ガソリン税は、国税である「揮発
油税」と地方税である「地方揮発油
税」の2つから構成されています。

本則税率は合計で1リットルあたり
28・7円（揮発油税24・3円、地方
揮発油税4・4円）ですが、これに
暫定税率25・1円が上乗せされ、実
際には合計53・8円がガソリン価格
に含まれています。

ガソリン税はもとも道路整備の

ための特定財源で、1974年に道
路整備のための財源不足などを理由
に、税率の上乗せが始まりました。

当時、この上乗せはあくまで「暫
定措置」とされ、上乗せ分も含めた
税率は「暫定税率」と呼ばれていま
したが、道路財源の確保を理由に上
乗せはその後続きました。

2009年には、ガソリン税など
道路整備のための特定財源とされて
いた税収が一般財源化されました
が、財政事情などを理由に現在まで
維持されています。

■廃止までの流れ■

今回、合意した内容では、この53・
8円のうち、本来の課税額に上乗せ
された1リットルあたり25・1円が
12月31日に廃止されることになりま
す。同時に1リットルあたり10円分
の補助金が廃止されるため、実質的
には15・1円の減額措置となります。

軽油引取税も同様の仕組みになっ
ていて、1リットルあたり32・1円
（本則税率15円、暫定税率17・1円）
のうち、本来の課税額に上乗せされ
た17・1円が2026年4月1日に
廃止されることになります。

ガソリン価格が急激に下がると、
その前に買い控えが起きたり、価格
が下がった後に利用者の殺到を招い
たりして、流通現場が混乱するおそ

れがあることから、廃止までの移
行措置として、段階的に補助金を増
額して、価格を徐々に引き下げる措
置を実施します。

具体的には、ガソリン1リットル
あたり10円の補助金を、11月13日か
ら15円に、11月27日から20円にと段
階的に増やし、12月11日に暫定税率
と同じ25・1円にします。12月31日
に廃止し、補助金をなくします。軽
油引取税の補助金は2段階で引き上
げます。

資源エネルギー庁によると、10月
末時点の全国のレギュラーガソリン
平均価格（1リットルあたり）は1
73・5円（補助金10円を含む）。暫
定税率の廃止で価格は現在より15・
1円ほど安くなる見通しです。

■減収の財源確保は先送り■

暫定税率の廃止に伴い、ガソリン
で年1兆円、軽油で5000億円の
計1・5兆円の収収減が見込まれて
いますが、代替財源についての結論
は先送りされました。

政府は穴埋めに安易に国債を発行
せず、税外収入などの一時財源を確
保して対応する方針です。一方、道
路関連のインフラ整備のために安定
財源を確保する具体策を検討し、今
後1年程度をめどに結論を得るとし
ています。



税務行政におけるDX推進 税務調査もオンライン化へ

国税庁では、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図るため、税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めています。中小企業の税務調査もオンラインで完結する時代がまもなく訪れます。

■オンライン調査の概要

コロナ禍を契機に、これまで大企業や特定法人などの一部法人に対してオンライン税務調査が行われてきましたが、この非対面対応の流れが、制度として本格的に動き出します。

オンラインによるやり取りで中心的な役割をするのが「GSS(ガバメントソリューションサービス)」。GSSは、政府共通の業務実施環境のことで、国税庁によると、GSSで提供されるオンラインツールであるインターネットメール、ウェブ会議システム、オンラインストレージサービスなどを必要に応じて利用するとしています。

ただし、これらオンラインツールの利用は税務署等の担当者や利用者双方の合意の下で利用することとしています。よって、例えば、納税者

側がオンライン税務調査を希望しない場合は従来どおり対面での対応、その一方で、納税者側がオンラインでの税務調査を希望した場合であっても対面での税務調査が実施されることがありますので留意しましょう。

GSSは、令和7年10月より金沢国税局・福岡国税局において先行導入。令和8年3月から6月にかけて全国税局で順次導入される予定です。

■国税庁の基幹システムも刷新

さらに、令和8年9月からは国税庁の基幹システム「国税総合管理システム(KSK)」が「KSK2」に刷新されます。刷新に伴い、これまでは税目別に縦割り管理されていた法人税・所得税・消費税などの税目データが横断的に統合されます。

また、調査官は出先からKSK2にアクセスして資料照会を行うことが可能となり、税務調査の迅速化が進むと見込まれています。

GSS導入とKSK2への刷新は、税務行政のDXを象徴する動きです。今後、企業側でも制度理解と体制整備を進めることが求められます。

12月の税務と労務

一税 務一

- ★給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(6月~11月分)の納付 納期限…12月10日
- ★10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…令和8年1月5日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…令和8年1月5日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…令和8年1月5日
- ★4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…令和8年1月5日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…令和8年1月5日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…令和8年1月5日

一 労 務 一

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…令和8年1月5日
- ★賞与支払届の提出
賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ提出

高市首相は、所信表明で「責任ある積極財政」を掲げ、経済・物価高対策に最優先で取り組む考えを示しました。「責任ある積極財政」とは、国の支出を戦略的に増やすことで経済を活性化させ、国民所得と消費を向上させることです。経済が成長すれば、税収も自然と増え、財政赤字の解消にもつながるという好循環を目指しています。▼「責任ある積極財政」という言葉には、国民の負担軽減や経済成長に必要な歳出を増やすためには財政が一時的に悪化することも

責任ある積極財政

いとわれない強固な決意がうかがえます。▼一方で積極財政は、短期的に財政赤字が拡大するリスクを伴います。これにより円の国際的な信用力が低下し、円安が進行する可能性があります。円安が進むと、食品やエネルギー価格の高騰を招きます。その結果、物価高対策としての効果が薄れるリスクもあります。▼財政赤字を過度に膨らませず将来世代に対しても責任ある経済運営を行っていくことができるのか、その政策のかじ取りが注目されます。